

○外務省訓令第七号

外務省における文書決裁基準等に関する訓令を次のように定める。

平成十年九月三十日

外務大臣 玄葉 光一郎

外務省における文書決裁基準等に関する訓令

(目的)

第一条 この訓令は、外務省（在外公館を除く。）における文書の決裁に関する基準等を定め、もつて所掌事務の的確かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第一条 この訓令において「官房長等」とは、官房長、局長、国際情報統括官、部長、監察査察官、儀典長、外務報道官、国際文化交流審議官、地球規模課題審議官及び外務省研修所長をいう。

2 この訓令において「課長等」とは、課長、考查・政策評価官、儀典総括官、国際報道官、社会条約官、国際情報官、室長、外交史料館長及び外務省研修所副所長をいう。

(大臣の決裁を必要とする文書)

第三条 次の各号に掲げる文書は、原則として、大臣の決裁を受けなければならない。

- 一 重要外交案件に関する文書
- 二 高度の国際儀礼に関する文書
- 三 閣議請議に関する文書
- 四 重要な制度又は組織の変更に関する文書
- 五 課長等以上の重要人事
- 六 会計に関する重要文書
- 七 法律案及び政令案に関する文書
- 八 重要な省令及び告示に関する文書
- 九 前各号に掲げるもののほか、外務省の所掌事務のうち重要度の最も高い事務に関する文書

(副大臣の決裁を必要とする文書)

第四条 大臣の決裁を必要とする文書は、原則として、事前にその文書の内容を職務の範囲とする副大臣

の決裁を受けなければならない。

(大臣政務官の決裁を必要とする文書)

第五条 大臣の決裁を必要とする文書は、原則として、事前にその文書の内容を特定の職務の範囲とする大臣政務官の決裁を受けなければならない。

(事務次官の決裁を必要とする文書)

第六条 次の各号に掲げる文書は、原則として、事務次官の決裁を受けなければならない。

一 大臣及び副大臣の決裁を必要とするすべての文書

二 大臣及び副大臣の決裁を必要とする文書に次ぐ重要文書

(官房長等の決裁を必要とする文書)

第七条 次に掲げる文書は、原則として、その文書の内容を職務の範囲とする官房長等の決裁を受けなければならない。

一 事務次官の決裁を必要とするすべての文書

二 重要度の高い事務に関する文書

(課長等の決裁を必要とする文書)

第八条 すべての文書は、原則として、その文書の内容を職務の範囲とする課長等の決裁を受けなければならぬ。ただし、課長等は、重要度が低い経常的な事務に関する文書については、処理基準を定めて直近下位の者に決裁を委任することができる。

(代理決裁)

第九条 副大臣は、次の各号に掲げる場合には、大臣に代わって決裁（以下「代理決裁」という。）を行うことができる。

- 一 大臣に事故があり、又は大臣が出張その他やむを得ない理由により欠けたとき。
- 二 大臣が休暇等により不在の場合において、緊急に決裁を要するとき。
- 2 前項の規定は、他の決裁権者が行う代理決裁について準用する。
- 3 前二項の規定により代理決裁が行われたときは、これを決裁権者に事後報告しなければならない。

(他の局課等に関連する文書の決裁)

第十条 文書の内容が他の局課等の組織の所掌に關係する場合には、關係する官房長等又は課長等の決裁

を受けなければならない。

(文書の確認及び供覧)

第十一条 官房長等以上の者の決裁を要する文書は、その文書の内容を職務の範囲とする課長等が、記載内容の変更等につき確認するとともに、必要に応じ他の職員にも供覧するものとする。

(改廃)

第十二条 この訓令の改廃は、大臣の決裁を受けた上で行うものとする。

附 則

この訓令は、平成十年九月三十日から施行する。

附 則

この訓令は、平成十三年一月六日より施行する。

附 則

この訓令は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則

この訓令は、平成二十四年八月一日から施行する。

